

## 消費者委員会消費者契約法専門調査会「中間とりまとめ」に対する意見書

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

はじめに

消費者契約法（実体法部分）は、平成13年に施行されて以来、一度も改正がなされていない。他方、消費者を取り巻く社会経済情勢は、高齢化の進行、インターネットの普及や情報通信技術の発達など大きく変化し、このような背景の下、高齢者をはじめとする判断力の不十分な者に対するつけ込み型勧誘、インターネット上の不当な広告や不当条項等による消費者被害が多数発生している。

このような社会経済情勢の変化に消費者契約法を対応させるとともに、消費者被害救済のため、消費者契約法がより実効性のある法律と改良されるよう、平成27年8月11日に公表された内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会による「中間とりまとめ」に対して、特に重要と考える事項について、以下のとおり意見を申し述べる。

### 1 「勧誘」要件の在り方について（中間とりまとめ9頁以下）

#### （1）意見の趣旨

「勧誘」について、不特定の者を対象とした広告や表示であっても、事業者が消費者に対して特定の取引を誘引する目的をもってした行為については誤認取消を認めるべきである。

#### （2）理由

インターネット上の広告、パンフレットなど、不特定多数に向けられた広告や表示に掲載された不実の記載を信じて契約した消費者被害事例は多数存在する。通信販売取引については、特定商取引法で誇大広告規制がなされているのみであり、直ちに取消しができない。不特定の者を対象とした広告や表示であっても、事業者が消費者に対して特定の取引を誘引する目的をもってした行為については誤認取消を認めるべきである。

### 2 不利益事実の不告知について（中間とりまとめ12頁以下）

#### （1）意見の趣旨

不利益事実の不告知のうち、

ア 利益となる告知と不利益な事実の関連性が強く、不告知が不実告知と同様に評価される場合（不実告知型）については、故意要件を削除すべきである。

イ 先行行為が具体性を欠き、不利益事実との関連性が弱いと考えられる場合（不告知型）については、消費者が契約するかどうかに影響を及ぼす重要事項に関して故意または重過失による不告知があれば、取消を認めるべきである。

## （2）理由

現行法の不利益事実の不告知は、要件が厳格であるため、現実に契約の取消が必要な場面においてその効力が発揮できない。

ア 現行法の不実告知では、故意も過失も要求されていない。これとの均衡を考えれば、不利益事実の不告知のうち、先行する利益の告知によって不利益を告知しないことが、不実告知と同様と評価される場合（不実告知型）には、故意・過失は不要とすべきである。

イ 不利益事実の不告知のうち、先行行為が具体性を欠き、不利益事実との関連性が弱いと考えられる場合（不告知型）では、先行行為がなくとも、消費者が契約するかどうかに影響を及ぼす重要事項に関して故意による不告知があれば、特定商取引法と同様に取消を認めるべきである。また、内心である故意の立証は困難が伴うので、事業者に重過失がある場合にも取消を認めるべきである。

## 3 「重要事項」について（中間とりまとめ 15 頁以下）

### （1）意見の趣旨

「重要事項」の列举事由に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を付加して、「重要事項」に動機を含めるべきである。また、「重要事項」の列举事由は、例示列举であることを明示すべきである。

### （2）理由

契約動機など契約締結の前提となる事項に関して不実告知がなされている相談事例、紛争は極めて多い。消費者契約法でも、特定商取引法6条1項6号と同様に、契約動機に関する事項も取消しの対象に含まれることを明確にすべきである。

また、いわゆる「かたり商法（「消防署の方から来ました」など）」により契約を締結した場合など、「契約の締結を必要とする事情に関する事項」に含まれない事実に関する虚偽の告知がなされた案件にも対応できるよう、「重要事項」の列举事由は例示列举とすべきである。

## 4 不当勧誘行為に関するその他の類型・その1 「（1）困惑類型の追加」について（中間とりまとめ 17 頁以下）

(1) 意見の趣旨

不退去・退去妨害以外にも、①執拗な勧誘、②威迫による勧誘を困惑取消の対象とすべきである。

(2) 理由

現行法の困惑取消は適用される範囲が極めて狭い。執拗な電話・訪問勧誘や威迫的な言動で消費者を困惑させて契約させる行為は、不退去・退去妨害と大差ないのであるから、これらについても困惑取消を認めるべきである。

5 不当勧誘行為に関するその他の類型・その2 「(3) 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型」について (中間とりまとめ 20 頁以下)

(1) 意見の趣旨

合理的な判断を行うことができない事情を利用して不必要な契約を締結させる、消費者の弱みにつけ入る不当勧誘について、契約の取消しを認めるべきである。

(2) 理由

認知症、躁鬱病等の事情で合理的な判断ができない状況にある高齢者をはじめとする消費者を狙った消費者被害が極めて多い。このような被害を救済できるよう、消費者の弱みにつけ入る不当勧誘についても、契約の取消しを認めるべきである。

6 取消権の行使期間 (中間とりまとめ 24 頁以下)

(1) 意見の趣旨

取消権の行使期間を、少なくとも短期3年、長期10年とすべきである。

(2) 理由

認知症、躁鬱病等の事由で合理的な判断ができない状況にある消費者が消費者被害に遭った場合、被害が発覚するまでに相当の期間を要する場合が多く、現行法の6ヶ月という取消期間では短かきに失する。被害救済を実効化するため、取消しができる期間を伸ばすべきである。

7 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果について (中間とりまとめ 27 頁以下)

(1) 意見の趣旨

消費者取消権を行使した場合の返還義務の範囲に関して原状回復義務を免除又は縮減する特別規定を設けるべきである。

## (2) 理由

消費者が取消権を行使しても、提供された役務の対価相当額の原状回復義務を負担しなければならないのでは、契約上の対価の支払義務を負担しているのと同じであり、消費者被害の救済につながらない。不当勧誘行為を行った事業者の「やり得」「利得の押し付け」を許さないためにも、改正予定の民法の規定（新民法121条の2では、受け取った物の価値が減少している場合でも原状回復義務は免れることはなく、金銭で返還しなければならないとする。）との関係でも、消費者契約法に基づく取消については原状回復義務を免除又は縮減する特別規定を明確に設けるべきである。

## 8 損害賠償額の予定・違約金条項について（中間とりまとめ 31 頁以下）

### (1) 意見の趣旨

- ① 現行の消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の主張・立証責任を、事業者に転換すべきである。
- ② 現行法9条各号所定の場合以外も含め、事業者の過大な損害賠償請求を抑止する規定を創設すべきである。

### (2) 理由

- ① その事業者が生ずべき「平均的な損害」は、通常はその事業者にしかり知れない事柄であり、当該事業者が、自らの帳簿その他の内部資料によって平均的な損害を主張・立証することは容易である。他方、通常はその事業者にしかり知れない事柄に関する主張・立証責任を消費者に課すのは、消費者に不可能に近い困難を強いるものである。

当団体が関与した訴訟においても、事業者が「平均的な損害」の内容について明らかにしなかったり、あるいは抽象的な主張に終始し、具体的な損害額はその根拠となる資料を全く明らかにしないまま訴訟を進行し、裁判所からの求釈明にも応じない事案があった。

現行法に関する判例解釈を前提とすれば、事業者は一般に消費者の主張立証を妨害した方が自己に利益となり、「平均的な損害」について明らかにするインセンティブがない。ましてや消費者契約法制定の際に期待された、事業者が「平均的な損害」を勘案して違約金の定めを策定することなど期待することは困難である。実際に当団体が事業者に対し、違約金の定めと「平均的な損害」の関係について質したところ、平均的な損害を超えていないかについて検討していないという趣旨の回答をする事業者すらおり、9条1号は事業者の過大な損害賠償請求の抑止という観点からは甚だ不十分な役割しか果たしていない。

主張立証責任の公平かつ合理的な分担という観点から、「平均的な損

害」の主張・立証責任を事業者に転換すべきである。

- ② 事業者が過大な損害賠償請求をする例は、9条各号の場合にとどまらない。例えば、賃貸借契約の明け渡し遅延時に賃料相当額の2倍以上の違約金を徴求する例や、消費者が債務の履行を遅延した場合に、遅延損害金以外に定額の「督促手数料」を別途徴求する例等である。これらについて、請求額が過大となれば、9条が想定するのと同様の弊害が生ずるし、場合によっては9条を潜脱する手段ともなりかねない。実際に、当団体が関与した事案でも、上記の例はいずれも9条各号に形式的に該当しないという理由で9条に基づく差止請求は否定され、法10条該当性も否定されている。

上記の場合にも、具体的な基準に基づき事業者の過大な損害賠償請求を抑止する必要がある。

## 9 不当条項の類型の追加について・その1（中間とりまとめ30頁以下、36頁以下）

### （1）意見の趣旨

少なくとも下記の契約条項については、例外なく無効である旨の規定を設けるべきである。

- ア 消費者の解除権・解約権を放棄させる条項
- イ 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項
- ウ サルベージ条項

### （2）理由

ア 民法等で認められた消費者の解除権は、事業者が債務を履行しない場合等において消費者を契約から解放する重要な権利である。この解除権を排除する契約条項は、消費者の重要な権利を奪うものである。

イ 事業者が契約条項の一方的な解釈権や契約適合性の判定権を認める契約条項が存在する場合、事業者が消費者に対する法的責任の存否や契約内容を自らの意思で決定できることになってしまい、消費者の地位は極めて不安定なものになってしまう。

ウ サルベージ条項は、全部無効であるはずの不当条項の存在を許容し、消費者の泣き寝入りを招く点において、現実的な危険性は著しく大きい。

エ これらの契約条項は典型的に信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項であり、かつ、有効とすべき合理的な場面を想定し難い。

したがって、これらの契約条項はおよそ無効である旨の規定を設けるべきである。

10 不当条項の類型の追加について・その2（中間とりまとめ30頁以下、36頁以下）

(1) 意見の趣旨

少なくとも下記の契約条項については、当該条項が消費者に与える不利益を上回る業務上の必要性・相当性が認められる場合を除いて無効である旨の規定を設けるべきである。

ア 消費者の解除権・解約権を制限する条項

イ 事業者が当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項

ウ 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

エ 当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容に関する決定権限を事業者のみに付与する条項

(2) 理由

ア 民法等で認められた消費者の解除権を制限する契約条項は、消費者の重要な権利を制限するものである。

イ 事業者の解除権・解約権を新たに付与したり、緩和したりする条項は、消費者に対する事業者の契約責任を一方向的に消滅させたり、緩和させる条項であり、消費者の地位は極めて不安定なものになってしまう。

ウ 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項は、当該消費者の真意に反する法律効果が擬制された場合には当該消費者に予期せぬ不利益を与える。

エ 当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容に関する決定権限を事業者のみに付与する条項は、契約の一方当事者が他方当事者に対する自らの法的責任の存否や範囲の決定に関与できることになる点において、消費者の地位を極めて不安定なものにする。

オ これらの契約条項は典型的に信義則に反して消費者の利益を一方向的に害する契約条項であるから、原則として無効とすべきである。もともと、個別具体的な契約条項としては、多様な内容があり得るため、当該条項が消費者に与える不利益を上回る業務上の必要性・相当性を事業者が明らかにした場合には有効とする余地を残すものである。

以上